

美しい県土づくり推進会議

美しい県土づくり推進大会

資 料

日 時 平成24年1月30日(月)

場 所 アピオ 1階 吉兆の間

目 次

プログラム	-----	1
設立趣意書	-----	2
美しい県土づくり推進会議規約	-----	3～4
委員会委員名簿	-----	4
参加団体等	-----	5～6
ポスターセッションの案内	-----	7
基調講演「山梨の県土と県民をつなぐ“風景”」 中村良夫(東京工業大学 名誉教授)	-----	8～19
事例発表①「富士山と湧水の織りなす風景を継承するために」 忍野村	-----	20～27
事例発表②「住民主体の『かのがわ古道』再生・創造・伝承」 かのがわ古道の会	-----	28～35
山梨県美しい県土づくり推進宣言文	-----	36

プログラム

第1部 美しい県土づくり推進会議総会（13:00～13:30）

1. 開 会
2. 挨拶 山梨県県土整備部長
3. 「美しい県土づくり推進会議」設立について
4. 今後の活動について

ポスターセッション（13:30～14:00）

各ブースでのポスターセッション

（37 団体による美しい県土づくりに関する取り組みの発表と交流）

第2部 山梨県美しい県土づくり推進大会（14:00～16:00）

1. 開 会
2. 挨拶 山梨県知事
3. 来賓祝辞 山梨県議会議長
4. 山梨県の景観行政について
5. 基調講演 中村良夫 東京工業大学名誉教授
「山梨の県土と県民をつなぐ『風景』」
～休憩～
6. 美しい県土づくりの取り組み事例報告と講評
 - ・忍野村「富士山と湧水の織りなす風景を継承するために」
 - ・かのがわ古道の会「住民主体の『かのがわ古道』再生・創造・伝承」
7. 美しい県土づくり推進宣言
8. 閉 会

設 立 趣 意 書

人は気持ちの良い景色、風景を好み、これらを望める美しく心地よい場所に集まります。このため、山梨県と県下市町村は、住む人が誇りを持って住み続けられ、訪れた人に何度も来てみたいと思っただけのような美しい県土を目指し、各種景観施策の取り組みをはじめたところです。

世界や日本で素晴らしい景観であるといわれる場所では、公的な施設だけでなく、私的な敷地や建物をはじめ周辺の山々や農地などが一体となって美しい景観をつくり出しています。

また、「景観十年、風景百年、風土千年」という言葉もあるように、景観づくりは一朝一夕にできるものではありません。

つまり、景観づくりは行政だけでなく、県民の皆さんとの協働による、息の長い取り組みがなければ成しえないものなのです。

一方、最近では、共通の目的意識を持つ人たちがNPO等を組織して行う活動等も盛んになってきており、行政のみでは対応できない問題を自発的な取り組みによって解決していこうという気運が広がりつつあります。

さらに、事業者においては、社会的責任への意識の高まりにより、地域に根ざした社会貢献活動が充実するなど、まちづくりを担う様々な分野の人材育成が盛んになっています。

これらのことから、県民、事業者、NPOや各種団体、市町村および県などの様々な主体により、全県的かつ継続的な景観づくりを、今後、より一層推進していくためここに「美しい県土づくり推進会議」を設立することといたします。

平成24年1月30日
山梨県美しい県土づくり推進会議

美しい県土づくり推進会議規約

(設置の目的)

第1条 美しい県土づくりに向けた景観形成の取組みを、県民、事業者、専門家、行政等の多様な主体（以下「団体等」という。）の協働・連携により、全県的かつ継続的に推進するため、「美しい県土づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討し活動するものとする。

- (1) 本県の景観を保全、継承するための施策の推進
- (2) 本県の景観を新たに創造するための施策の推進
- (3) 県民の景観意識を育むための施策の推進

(構成)

第3条 推進会議は、前条の目的に賛同した団体等により構成する。

2 推進会議の構成員は別表に掲げる団体等とする。

3 具体的な検討を行う組織として、推進会議の中に「美しい県土づくり推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(代表団体)

第4条 推進会議には、代表団体及び事務局を置くものとする。

2 代表団体は推進会議を代表し、会務を総理する。

3 代表団体は山梨県とする。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室に置く。

2 事務局は、推進会議の運営のために必要な事務を処理する。

(推進会議の総会)

第6条 推進会議の総会（以下「総会」という。）は必要に応じて年1回程度開

催する。ただし、代表団体が必要と認めるときは、その他臨時に開催することができるものとする。

2 総会は次の事項を審議するものとする。

- (1) 活動計画
- (2) 規約の改正
- (3) その他重要な事項

3 総会は代表団体が招集するものとする。

4 総会の議事は代表団体が総務する。

5 代表団体は、必要があると認めるときは、団体等以外の者の出席を求めることができるとする。

6 総会は、団体等の過半数の出席をもって成立し、出席した団体等の賛同をもって議事を決する。但し、賛同が確認が困難な場合は、半数以上の挙手により総会の議事を決するものとする。

7 やむを得ない理由のため総会に出席できない団体等は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって賛否の意思を示し、又は出席する他の団体等に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(委員会)

第7条 委員会は、推進会議の具体的な検討組織として代表団体が設置し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 推進会議の企画・運営に関すること

(2) 美しい県土づくりのための施策全般に対する助言に関すること

(3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと

2 委員会の委員は8名以内とし、景観に関して造詣の深い県内外の有識者等をもって充てるものとする。

3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置く。

5 委員長は委員の互選により選出し、委員会の会務を総理する。

6 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(参考)

- 7 委員会の議長は委員長をもって充てるものとする。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができるものとする。
- 9 委員長は特別の事項を調査・検討する必要があるときは、委員会のもとに専門部会を設置することができるものとする。

(情報公開)

- 第8条 推進会議の運営に支障が生じるおそれのない限り、希望する者に、会議の傍聴や写真撮影等を認めるものとする。
- 2 総会、委員会及び専門部会における会議録を作成した場合は、原則公開するものとするが、発言者の法人名・個人名は記載しないものとする。

(入会・退会手続き)

- 第9条 推進会議への新たな構成員の入会については、総会に諮り認めるものとする。
- 2 推進会議を退会する場合は、構成員が事務局に申し出ることをもって認め、総会に報告するものとする。

(その他)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、総会に諮ってこれを定めるものとする。

附則 この規約は、平成23年7月11日から施行する。
この規約は、平成24年1月30日から施行する。

美しい県土づくり推進委員会委員名簿

H23.10 現在

氏名 (50音順)	役職等	備考
大山 勲	山梨大学大学院医学工学総合研究部 工学学域准教授	
小野 良平	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授	
加藤 幸枝	色彩計画課、武蔵野美術大学非常勤講師	
北間 美穂	国土交通省関東地方整備局建政部計 画管理課長	
北村 眞一	山梨大学大学院医学工学総合研究部 工学学域教授	
中村 良夫	東京工業大学名誉教授	委員長

別表 美しい県土づくり推進会議構成団体等

○NPO 法人（50音順）	34 団体
芦安ファンクラブ	えがおつなげて
乙女高原ファンクラブ	環境を守る会
協働で素敵にまちづくり南アルプス共和国	清里観光振興会
黒平自然の森学校	koshu かつぬま文化研究所
甲州元気村	甲府駅北口まちづくり委員会
コロボックル	敷島棚田等農耕文化保存協会
獣害対策支援センター	多摩源流こすげ
つなぐ	都留環境フォーラム
都市農村交流支援センター	日本上流文化圏研究所
白州町観光協会	ふえふき旬感ネット
富士川下り研究会	富士山地域創造
富士山麓観光まちづくり研究所	フジヤマフォーラム
プロジェクト・あい	HOPE 笛吹
緑あふれる街づくり	南アルプスファームフィールドトリップ
未来の荒川をつくる会	八ヶ岳南麓景観を考える会
山梨ガバメント協会	山梨県歴史的景観形成重要建築物保存会
やまなし朝の市の会	山梨まちづくり研究会
○住民活動団体（50音順）	34 団体
甘利山倶楽部	市川地区中央部まちづくり懇談会
大月駅前を考える会	大月商店街協同組合
御山倶楽部	かのがわ古道の会
上高砂まちづくりプロジェクト	河口地区の街並みを考える会
(財)キープ協会	甲府駅南口のまちづくり研究会
(社)甲府青年会議所	山賊
塩の山赤松を守る会	自然いろシート普及委員会
新世紀甲府城下町研究会	台ヶ原ふるさとづくり協会
西清里区朝日ヶ丘班景観委員会	富士五湖観光船協会山中湖支部
(有)ぶどうばたけ	富根都クラブ
ホトリプロジェクト	本町大好きおかみさん会
(有)まちづくり小淵沢	緑のネットワーク 2 1
南アルプス市アヤメを育てる会	八ヶ岳ネットワーク
八ヶ岳歩こう会	八ヶ岳自然ガイド協会
八ヶ岳南麓風景街道の会	山中湖漁業協同組合
山梨観光ボランティア観光ガイドの会	山梨市観光協会
竜王駅魅力発信協議会	やまなしフットパスリンク

○公的団体・事業者等（50音順）			57団体	
甲府商工会議所	(社)全日本不動産協会山梨県本部	富士吉田商工会議所		
(社)やまなし観光推進機構	山梨経済同友会	山梨県医師会		
(財)山梨県環境整備事業団	山梨県技能士会連合会	山梨県経営者協会		
(財)山梨県下水道公社	(社)山梨県建設技術センター	(社)山梨県建設業協会		
(社)山梨県建築士会	(社)山梨県建築設計協会	山梨県広告美術業協同組合		
山梨県高等学校PTA連合会	山梨県建設コンサルタンツ協会	(社)山梨県産業廃棄物協会		
山梨県歯科医師会	山梨県住宅供給公社	山梨県商工会連合会		
山梨県職業能力開発協会	山梨県森林組合連合会	(社)山梨県造園建設業協会		
山梨県造園建設業協同組合	(社)山梨県測量設計業協会	山梨県測量設計業協同組合		
(社)山梨県宅地建物取引業協会	山梨県中小企業団体中央会	山梨県道路公社		
山梨県都市計画協会	山梨県土地改良事業団体連合会	山梨県農業協同組合中央会		
山梨県PTA協議会	(社)山梨県薬剤師会	(社)山梨県猟友会		
(社)山梨県老人クラブ連合会	山梨広告協会	山梨デザイン協会		
(株)エフエム富士	(株)テレビ山梨	東海旅客鉄道(株)		
東京ガス山梨(株)	東京電力(株)山梨支店	東電広告(株)山梨支社		
中日本高速道路(株)八王子支社	日本放送協会甲府放送局	東日本電信電話(株)		
東日本旅客鉄道(株)八王子支社	富士急行(株)	(財)山梨県交通安全協会		
山梨県タクシー協会	(社)山梨県トラック協会	(社)山梨県バス協会		
山梨交通(株)	(株)山梨日日新聞社	(株)山梨放送		
○教育機関			3団体	
国立大学法人山梨大学工学部	山梨県立甲府工業高校建築科	山梨県立富士北稜高校デザイン系列		
○専門家（50音順）			16名	
石井信行	泉桂子	大塚広夫	大山勲	
小野良平	加藤幸枝	北間美穂	北村眞一	
久保田要	中村良夫	樋口忠彦	前田明彦	
箕浦一哉	八木幸二	吉川仁	吉田慎悟	
○行政関係			32団体	
国土交通省関東地方整備局		国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所		
山梨県		山梨県教育委員会		山梨県警察本部
甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市
韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市
上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町
身延町	南部町	富士川町	昭和町	道志村
西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町
小菅村	丹波山村			

構成団体総数 160団体

ポスターセッションの案内

廊下

(市民団体関係)

ぶどうば たけ	山梨デザ イン協会
富根都ク ラブ	東京ガス 山梨

甲府工業 高校建築 科	市川地区 中央部ま ちづくり懇 談会
敷島棚田 等農耕文 化保存協 会	えがおつ なげて

まちづくり 小淵沢	東電広告
南アルプス ファーム フィールド トリップ	朝日ヶ丘 班景観委 員会
未来の荒 川をつくる 会	白州町観 光協会

自然いろ シート普及 委員会	かのがわ 古道の会
ふえふき 旬感ネット	協働で素 敵にまちづ くり南アル プス共和 国
山梨県造 園建設業 協会	黒平自然 の森学校

ハヶ岳南 麓風景街 道	獣害対策 支援セン ター
ハヶ岳南 麓風景街 道	富士北稜 高校デザ イン系列

台ヶ原ふ るさとづく り協会	山梨県広 告美術業 協同組合
台ヶ原ふ るさとづく り協会	甲府駅南 口のまち づくり研 究会

(市町村関係)

甲州市	甲府市
忍野村	南アルプス 市
山中湖村	甲斐市

小菅村	北杜市
	笛吹市

(県関係)

屋外広告 物の取組 み	景観形成 の推進
建築文化 賞	県公共事 業
農村風景 写真コン クール	無電柱化 事業

文化的景 観	景観アドバ イザー
	景観形成 モデル事 業

受付

廊下

5. 基調講演



山梨の県土と県民をつなぐ「風景」

中村良夫 東京工業大学名誉教授

美しい県土づくりに向けた取り組みのあり方
～ 美しい県土づくり推進委員会での検討 ～

これまでの県内における取り組みの充実

+ 新規提案

- 1 山梨県の景観イメージを皆が共有するための
視点場群の設定、視点場群からの眺望景観の保全
- 2 各地に点在する「その地に根ざした取り組み」の
ネットワークの形成
- 3 景観まちづくり教育の充実

1 山梨県の景観イメージを皆が共有するための
視点場群の設定、視点場群からの眺望景観の保全

視点場群の捉え方

「場所」の『歴史』

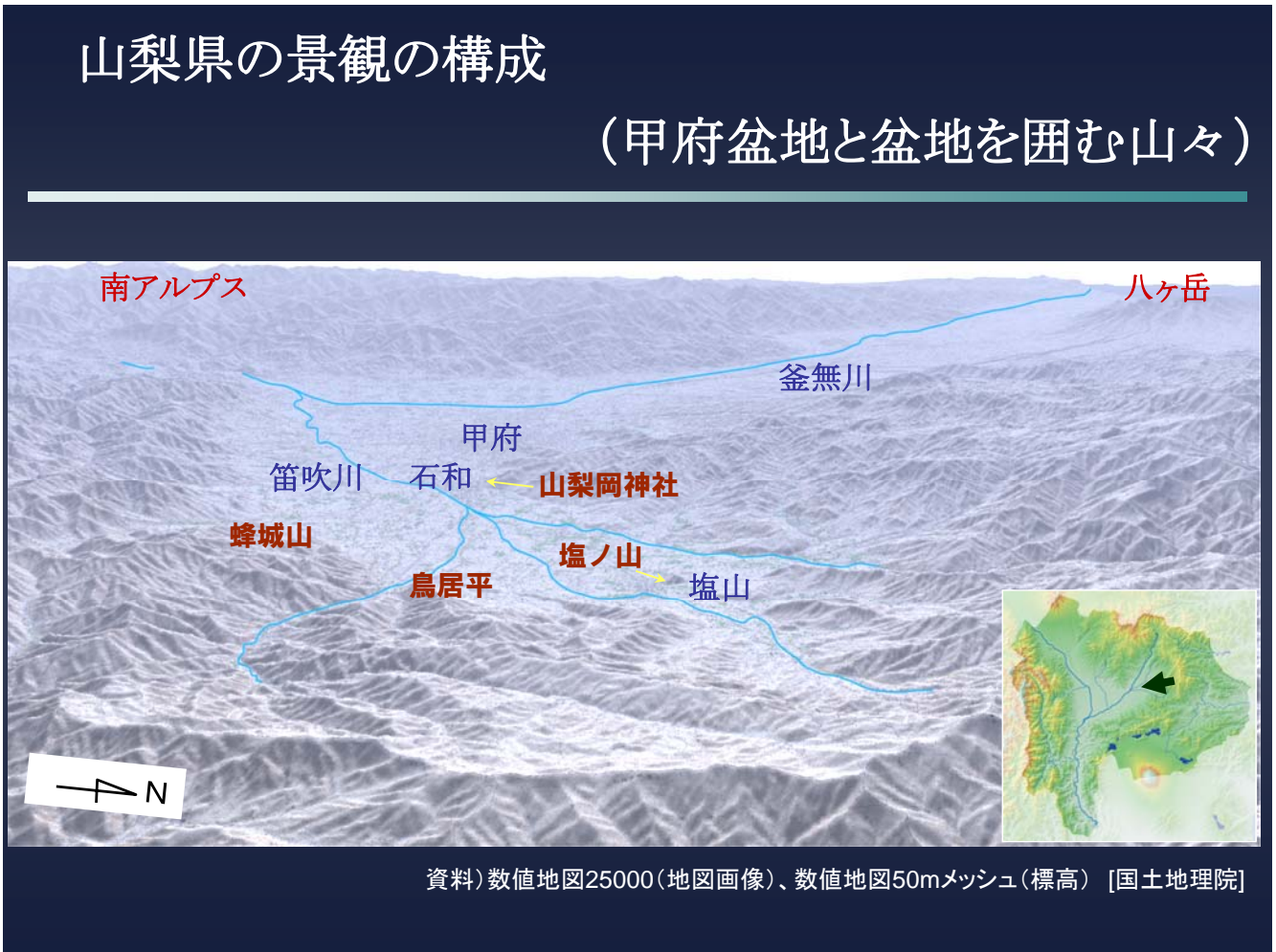
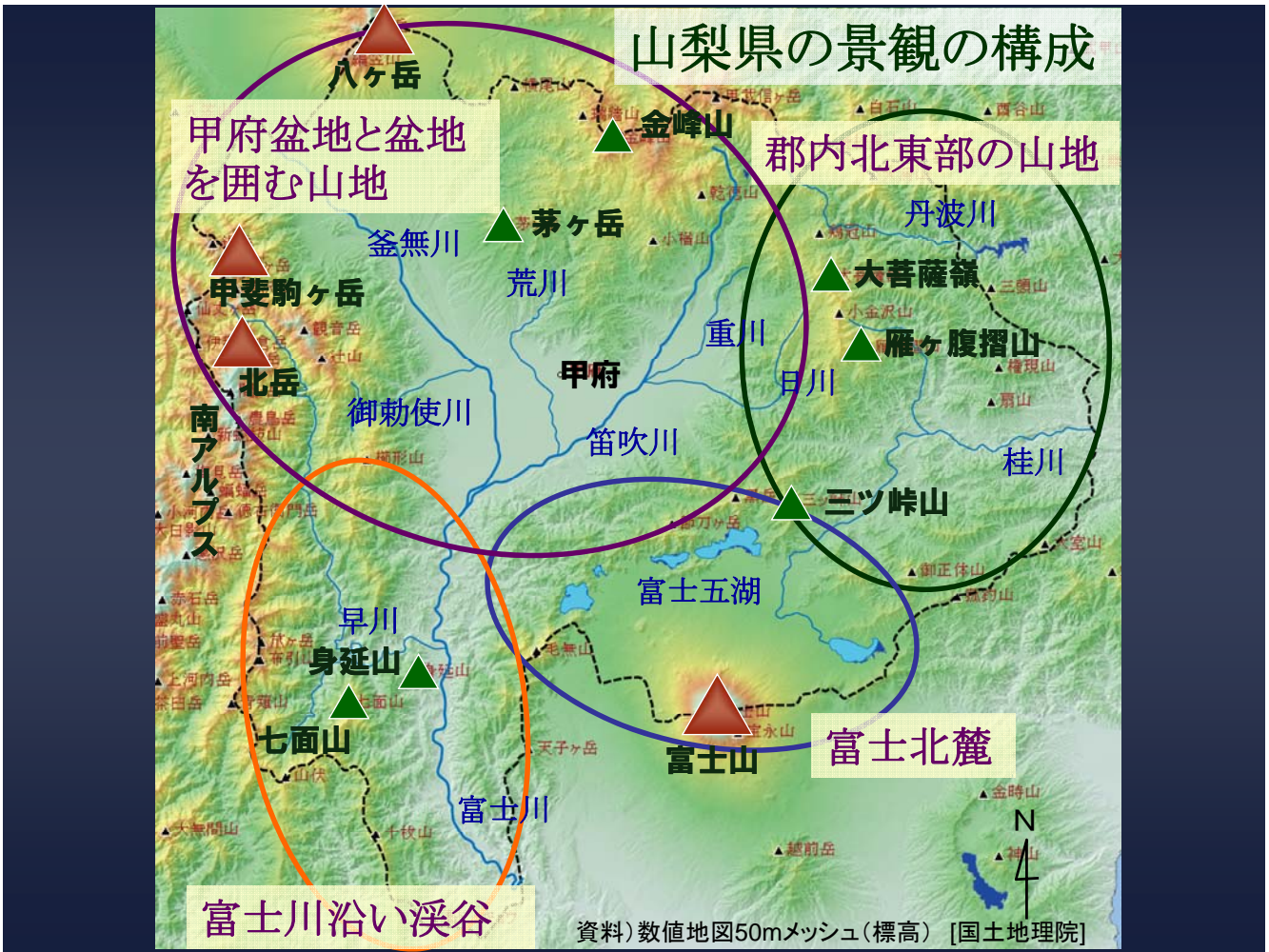
自然の営み = 山、谷、川、盆地、低地等県土の形成の歴史

+

人間の営み = 土地利用等、自然への働きかけの歴史

歴史・文化的にテーマ性のあるエリア内の視点場の集まり(群)

上記視点場群から、富士山等県を代表するランドマークへの眺め



山梨県の景観の構成 (富士北麓)

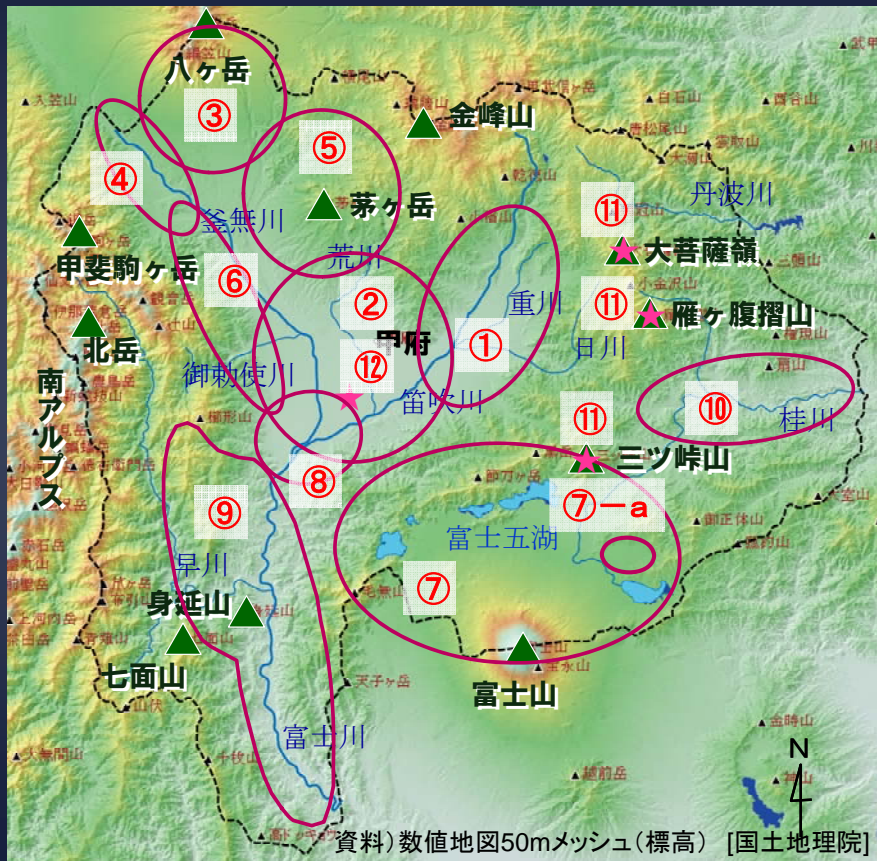


山梨県の景観の構造 (富士川沿い渓谷)



資料) 数値地図25000(地図画像)、数値地図50mメッシュ(標高) [国土地理院]

歴史・文化的に特徴のあるエリア候補例



- 領域
- ① 峡東盆地(甲府盆地東部)
- ② 甲府盆地(甲府以西)
- ③ 八ヶ岳南麓
- ④ 釜無川上流部
- ⑤ 茅ヶ岳山麓
- ⑥ 釜無川右岸
- ⑦ 富士北麓
 - ⑦-a 忍野八海周辺
- ⑧ 笛吹川、釜無川合流部
- ⑨ 富士川、早川沿川
- ⑩ 桂川沿川
- ★ 特定の場所
- ⑪ 大菩薩嶺、雁ヶ腹摺山等
富士山への眺望点
- ⑫ リニア新駅予定地

歴史・文化的に特徴のあるエリア (例1)

② 甲府盆地(甲府以西): 戦国時代の中心地
⇒ 武田神社から甲府盆地を望む



歴史・文化的に特徴のあるエリア(例2)

⑥釜無川右岸

:稲作の歴史の地⇒扇状地の水田エリアから
富士山方面への眺め



写真提供:南アルプス市

歴史・文化的に特徴のあるエリア(例3)

⑧笛吹川、釜無川合流部

:富士川舟運の拠点⇒合流部から茅ヶ岳方面
への眺め



歴史・文化的に特徴のあるエリア(例4)

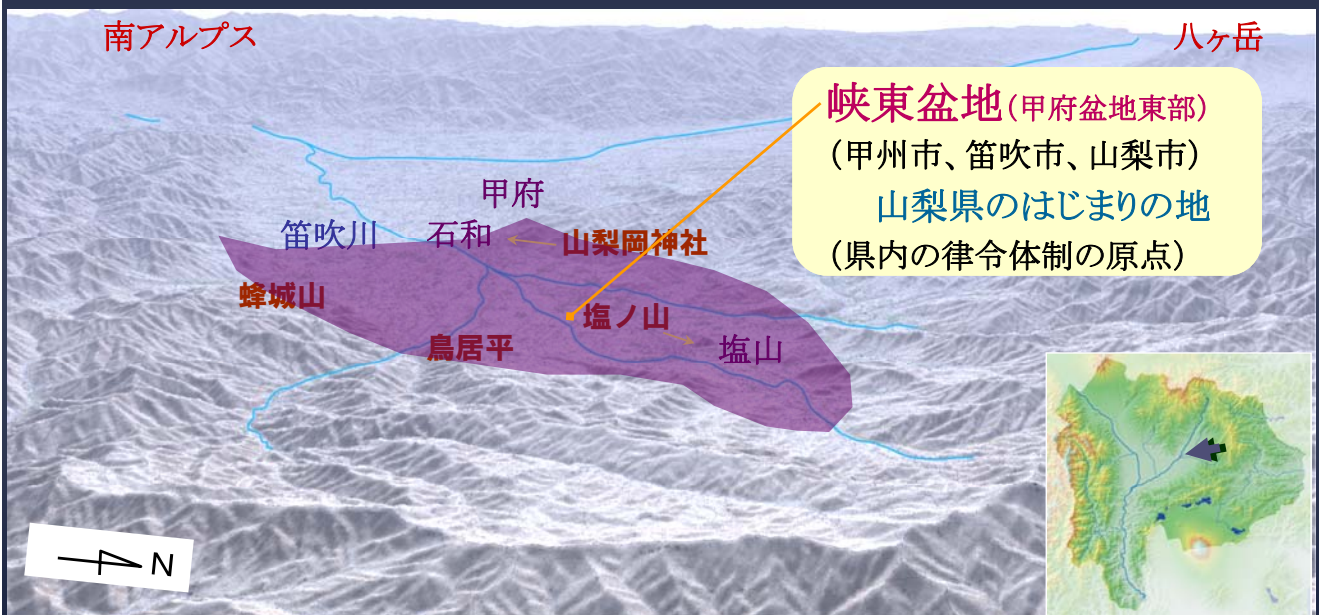
⑨ 富士川、早川沿川

⇒ 山間集落、宗教文化の地

: 山腹から赤沢宿(重伝建地区)を望む

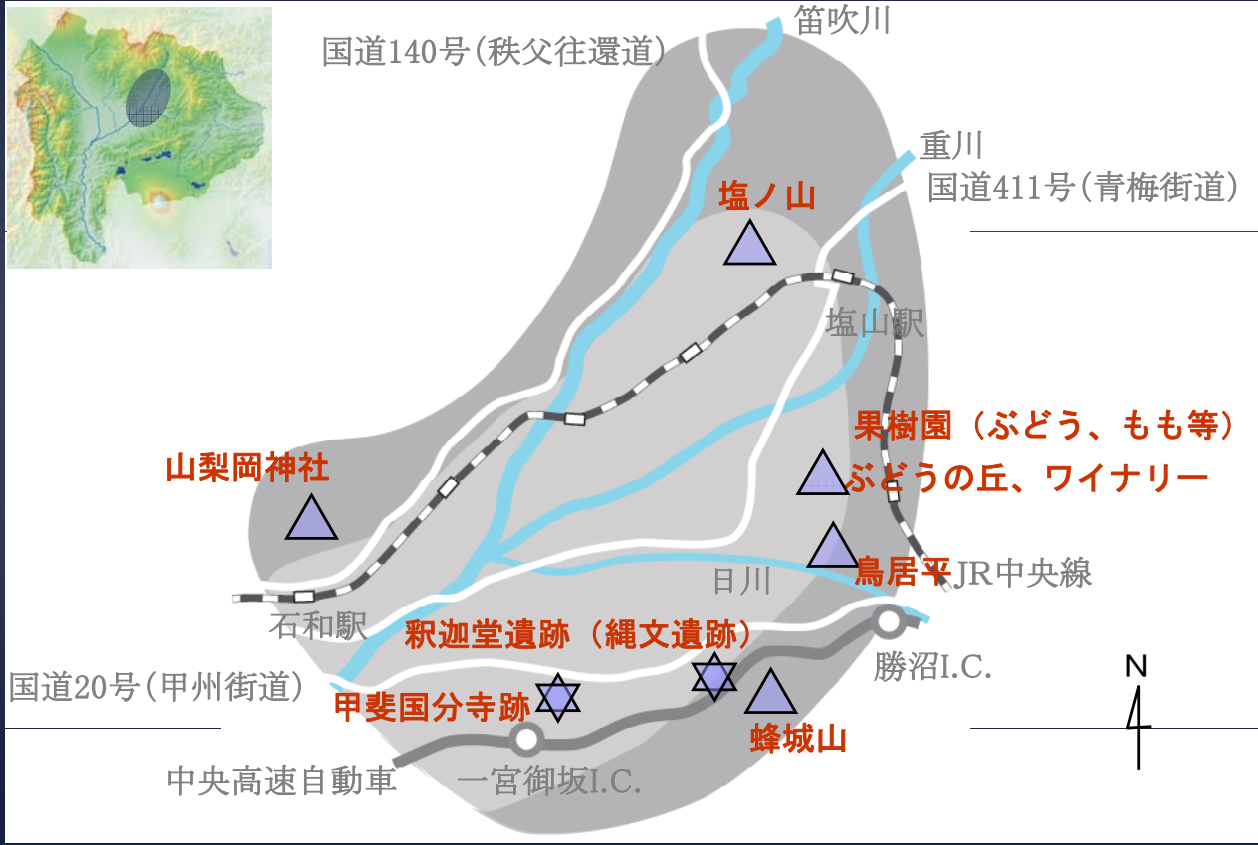


歴史・文化的に特徴のあるエリア(具体例その1)



資料) 数値地図25000(地図画像)、数値地図50mメッシュ(標高) [国土地理院]

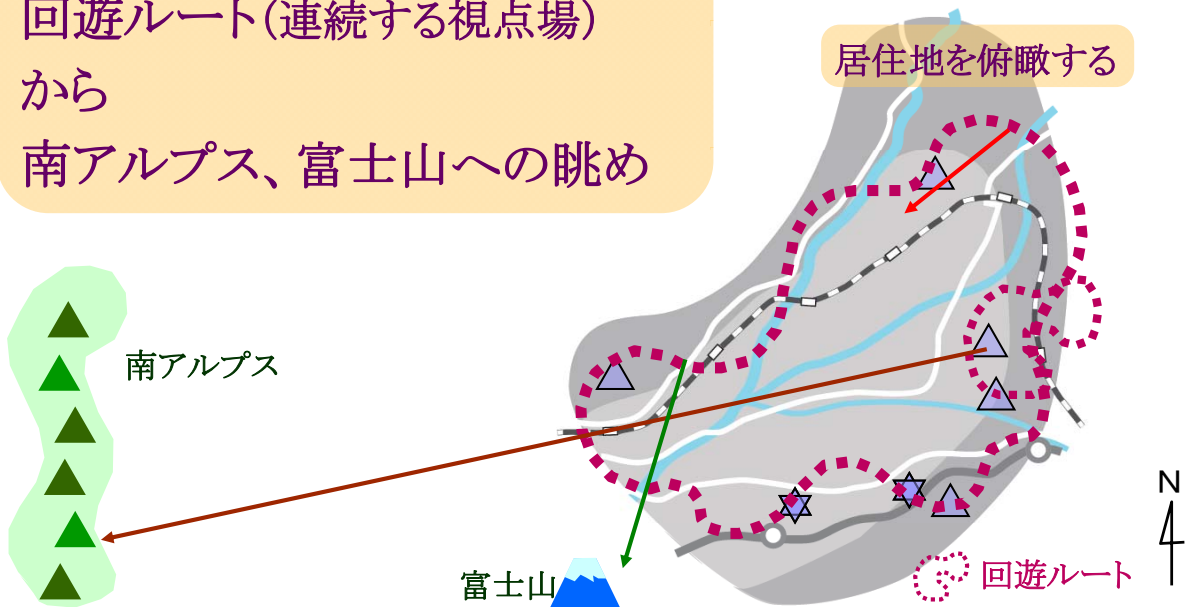
峡東盆地の特徴：山梨県のはじまりの地



コミュニティで共有する風景 = 「みんなの風景」

峡東盆地における「みんなの風景」

各地点(特定の視点場)、
回遊ルート(連続する視点場)
から
南アルプス、富士山への眺め



コミュニティで共有する風景 = 「みんなの風景」

「ぶどうの丘」から南アルプス方面を望む



両側(南北)から山稜が伸び、峡東盆地は小さな盆地状の空間となっている。



視界が良ければ、正面奥に南アルプスの山並みを望むことができる

コミュニティで共有する風景 = 「みんなの風景」

居住地を俯瞰する



写真提供: 甲州市

歴史・文化的に特徴のあるエリア(具体例その2)



忍野八海周辺

(忍野村)

富士山との自然、文化的なつながり

(富士山湧水、富士信仰、忍野富士)

資料) 数値地図25000(地図画像)、数値地図50mメッシュ(標高) [国土地理院]

忍野八海周辺の特徴 :

富士山との自然、文化的なつながり

◆ 忍野八海は富士山の伏流水の湧出口の池として存在。

国の天然記念物。名水百選。

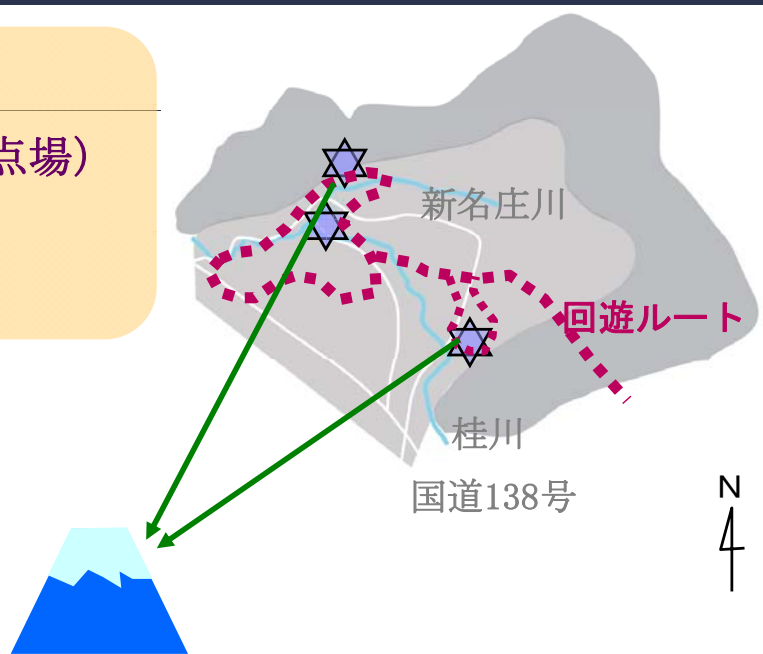
◆ 古くから八海めぐりとして各池が霊場となっている。



コミュニティで共有する風景 = 「みんなの風景」

忍野八海周辺における「みんなの風景」

各地点(特定の視点場)、
回遊ルート(連続する視点場)
から
富士山への眺め



コミュニティで共有する風景 = 「みんなの風景」



忍野八海(榛の木林)から富士山を望む

コミュニティで共有する風景 = 「みんなの風景」



新名庄川沿いから富士山を望む